

委員長（山本博司君） 行政制度 地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のうち、公共放送の在り方に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

吉川沙織君 民主党の吉川沙織でございます。会長、経営委員長、それから監査委員、この三人の皆様とは一年前、初井会長が一月二十五日にNHK会長に就任をされてから、それぞれ九十分、八十分、四十分、最後が百十分の質疑でございましたが、それぞれ公共放送の在り方を問うために質疑を重ねてまいりました。しかし、他委員会の方に移つておりましたので、いづやつて直接いろんな形でNHKの在り方についてお伺いをさせていただくのは約一年ぶりということになります。

本日午後一時、衆議院本会議で平成二十八年度NHK予算案の採決がなされる予定です。全会一致とはなりませんが、採決をされれば可決をし、参議院の方に送付をされてくることになります。当委員会にすんなり付託されるかどうかはまだ分かりません。

久々に総務委員会に復帰をしましたが、この会

長の会見の、つまり就任直後から状況は改善しているんでしょうか。改善している部分ももしかしたらあるかも分かりません。でも、職場の雰囲気ではNHKに対する国民・視聴者からの信頼を失いかねないとの危機感の下、これから質問させていただきます。

冒頭申し上げましたが、初井会長就任後、恐らくこれで三年連続でNHK予算案が全会一致とならないことが見込まれます。このことに対する御所見、会長と経営委員長に伺いたいと思います。

参考人（初井勝人君） もとより、我々はNHKの予算を、我々公共放送という立場からしても、全会一致で通していただきたいことを最大の眼目といたしております。誠心誠意我々も丁寧に説明をし、またそういうことを心掛けてまいつたつもりでござりますけれども、皆さんの全員の十分な理解をいただくまでは至らなかつたといつことは極めて残念だとつぶつと思つております。

全会一致にならなかつたといつ結果は、これは我々は真摯に受け止めて、参議院では全会一致で通していくだけるよう更に努力をいたす所存でござります。どうぞよろしく御指導お願いします。

参考人（浜田健一郎君） 会長もお述べになりましたけれども、NHKはもとより受信料で成り

立つてこる公共放送であり、そういう意味では、放送法で定められた理念を実現するためにも全会一致は当然求められるべき事項かなといふつに思っています。そういう中で、衆議院では委員会で全会一致が得られなかつたということは大変残念だとこづぶつに思つております。

経営委員会としても、全会一致のための努力を残された時間精こつぱこやってこきたいといふふうに思つてこます。心からよりしくお願ひいたします。

吉川沙織君 参議院総務委員会は、一昨年と昨年の附帯決議で、「経営委員会せ」と経営委員会を名指しで附帯決議の項目を起しました。衆議院総務委員会においては、一昨年附帯決議を付けましたが、経営委員会はと名指しをしていません。昨年の衆議院総務委員会はそもそも附帯決議を付けていません。一昨日の衆議院総務委員会は初めて経営委員会を名指しする附帯決議を付けましたが、我が参議院総務委員会は一昨年と昨年、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担つてることを再確認し、役員の職務執行に対する実効ある監督を行つことなどにより、「国民・視聴者の負託に応える」ととの附帯決議、附帯決議に関しては全会一致で議決をしています。

また、これを受けて、平成二十七年四月十四日、

第十一百三十五回経営委員会では、「予算は通つたが、附帯決議で会長や経営委員会が名指しで触れられてこる」とは重く受け止める必要がある。「この意見交換が経営委員会の議事録の中に残されてこます。」のに対する受け止めを経営委員長に伺います。

参考人(浜田健一郎君) あの議事録のとおりでございまして、私どもとしては、そういう御指摘をいただきましたことは重く受け止めるべきだ

うつとこづぶつに思つてこますし、現在の委員会

運営は、そういう御指摘をいただきまして、その御指摘にかなづべく委員会運営をやつてこないといふふつに思つております。

吉川沙織君 経営委員会として監督権限、職務機能を発揮していただくこと、実効ある監督責任を負つことこそがずっと求められてこると、そう思つています。でも、そういうのから、これだけいろいろなことが続いて、昔の不祥事も含めて発覚をしてくるんだと思つますが、また別の観点から伺います。

一年前の六月十七日、一人で百十分質疑したときも取り上げました、理事の退任挨拶についてです。

平成二十六年四月二十一日、第十一百十一回経営委員会、「職場には少しずつ不安感、不信感あるいはひそひそ話といった負の雰囲気が漂い始め

ています。現場は公共放送を担つたへの誇りと責任感を何とか維持しようと懸命の努力を続けていますが、限界に近づきつつあります。一刻も早い事態の收拾が必要です。」「こんな悲痛な退任挨拶が行われている議事録、私が一年前の質疑に当たって公表されている経営委員会の議事録は全て読みました。こんな挨拶は一度もあつませんでしょ。でも、昨年も今年も同じような理事の退任挨拶が行われる結果となつてしまつました。

会長、いかがですか。

参考人(糸井勝人君) 退任された理事につきましては私は個人的な意見を述べられたものだというふつに思つておりますので、私がそういうスピーチに対してコメントしようとは思つておつまません。

私自身について申し上げれば、それはいろんなことがありますけれども、一年前に会長に就任してからこの間、自分としてもNHKをより良くするためにベストを尽くしてきたつもりでございました。結果としていろんな不祥事が起つたりして誠に申し訳なく思つておますが、更に今後ともNHKを改革して、やはりみんなが一丸となつて、より良いNHK、視聴者の皆様に信頼されるようなるNHKにしていく覚悟であります。よろしくお願いします。

吉川沙織君 会長は職務がお忙しいでしょつか

ら、過去の経営委員会の議事録御覧になつていな
いと思いますが、こんな挨拶は三年連続あること
の方がおかしいと思します。そういう環境をつく
つたのは、放送法第五十一条に定められるよひに、
協会を総理する立場にある会長にあると思います
ので、やむせ、来年はどうなつてゐるか分かりま
せんけれども、しっかりとそつとつ挨拶がなされ
ないよつたトップを含めた職場環境をつくつてい
ただきたいと思します。

これから少し具体的な点をお伺いしたいと思い
ます。去年、当総務委員会でも衆議院の総務委員
会でもかなり議論されたと思いますが、私、ちょ
いづれどそのとき経済産業委員会の方にいましたので、
少しどうしても不明な点、幾つか確認をさせてい
ただければと思します。

昨年三月十九日、会長のハイヤーの私的利用を
めぐる経理処理事案に関する報告書、これが監査
委員会から提出されています。これを全体から読
めるのは、三つともあると思います。会
長はハイヤー利用代金を当初から支払つとされて
いた、会長の私的目的のハイヤー利用については、
放送法、内部規程上も可能とされる場合があると
いふこと、今回事案の責任は全て秘書室職員の不
適切な経理処理にある。全体を通して読めば、こ
うしか読めません。

しかし、昨年三月十九日、経営委員会終了後の
よ。

記者会見、このフリーフィングを見ると、経営委
員長と監査委員の答弁が余りにもふがいないと言
つたのは、放送法第五十一条に定められるよひに、
協会を総理する立場にある会長にあると思います
ので、やむせ、来年はどうなつてゐるか分かりま
せんけれども、しっかりとそつとつ挨拶がなされ
ないよつたトップを含めた職場環境をつくつてい
ただきたいと思します。

重要な点、これ、記者から結構いい質問が出て
います。核心を突くよつた記者の質問に対しで、
経営委員長も監査委員も、ここに記載したとおり
のことしか言えないと、はつきりしなかつた、これ
以上は言えないなどと、誰かに委託し監査委員が
実際に縛密に調査したとは思えないよつたやり取
りが残されています。

例えば、代金は会長が自分で支払つとこつ発言
を秘書室は十一月二十六日の時点で聞いていたの
かとの問題に、監査委員は、必ずしもそこははつ
きりしない、明確かどうか。次に、全てのポイン
トはそこだと思つとの問題に、事情聴取したとき
のテープ起こしが手元にある、秘書室長の言葉は
次のとおり、私がハイヤー使用を会長に提案し、
会長もプライベートの使用とこつことで了解した、
経費については後日支払つことにした。続いて記
者会長が聞きます。それは会長が言つたのか、秘書室
の人が内心で思つたのか。後で確認する。そして、
最終的には記者の問ひに、監査委員会事務局が、
検討させていただく、このやり取りで全てが終わ
つてしまつてこます。

実際のところは、監査委員、どうだつたんでし
ょ。

参考人（上田良一君） 今の御質問のといひで
すけれども、十一月二十六日にハイヤーを発注し
た段階で会長に支払う意思があつたかどうかの質
問といつことによつしんですね。それで、
会長は車の手配を要請されており、秘書室として、
ゴルフは私用目的であることから、けじめを付け
るためにハイヤー利用を会長に提案し、ハイヤー
代金は会長自身が支払つものと、会長及び秘書室
長共にそのやり取りの中で会長が支払つことと合
意があつたとこつぶつに私どもは認識したわけで
す。

それ以降、いろんな議論がありましたけれども、
それを覆すよつた事実は見受けられなかつたとい
うことです。

吉川沙織君 今伺いましたのは、三月十九日の
記者フリーフの中に、会長はもつと私的利用だ
からハイヤーは使つたと、でもそのときに代金を
支払つところは本当に聞いたのかどうかと記者
から問われて、その問い合わせ監査委員も監査委員会
事務局もそれを答えられなかつたので、答えるこ
とを検討させていただくといつ問ひのやり取りで
終わつちゃつてこるんです。

なので、それは本当に確認できたんでしようか
といつ問ひですでの、今の御答弁だと全く違つ答
弁になります。

参考人（上田良一君） 残念ですけれども、今

の吉川委員の方から御質問がありましたその点に
関する確認は取れていません。

吉川沙織君 では、会長にお伺いします。

昨年三月二十五回の衆議院総務委員会において
このハイヤー問題の件で、会長は最初にこのよつ
に秘書室に依頼したんですかと議員から問われて、
「一月一日に車を用意してくださり、この言いま
した」と答弁されています。この後、同じ十二
月二十六回の口述で、車を用意してくださること会長
が秘書室にお願いをして、その後本当に自分で代
金を支払っていますとおっしゃったんだよつつか、お
答えください。

参考人（糸井勝人君） その言葉で申し上げた
かどうかとこつのはちょっと定かではありません
が、二十六回で、車を用意してくださること言つて
お願いしたことは事実でござります。

しかし、そのときの余話、先ほども御披露あり
ましたけれども、秘書室長と話したときに、会長、
これはプライベートのゴルフですよねど、じや区
別するためにハイヤーを用意しまよつと。ハイ
ヤーを用意するところとは公用車じゃなつてこ
うことですから、これはお金もはつきりますし、
私用ですから私が払うといつ意味を当然含んでい
るわけだよつります。

吉川沙織君 今の答弁からば、はつきり含んで
おりますとこつのはこれは会長の思つてであつて、

明言をされたとこつ答弁ではなかつたよつて思つ
ます。

理解できなつたつて更にお伺いします。

この監査委員会が出した報告書を読めば、当初、
会長の車の手配に対し秘書室は、公用目的で利用
される会長車ではなく、ゴルフは私用目的である
からハイヤーの利用を提案し、会長もこれをして承
認したと書かれています。今、会長の御答弁にもあ
つたとおりだと思つます。でも、これって秘書室
長がわざわざ提案するまでもなく、ゴルフなら会
長車を使つまでもなく、常日頃の会長の車がひつ
いつ使い方なさいているか分かりませんけれども、
秘書室長としては、やつぱりちょっとこれあげ
んじやないかとつて提案してハイヤーにしたん
じやないかとこつ考え方も成り立つわけです。

そもそも、新年のゴルフ大会、これ新年のゴル
フ大会つてこれに書いていますからね、新年のゴ
ルフ大会とこつ私用目的の車の手配は会長自身が
なさればこつではないでしようか。しかも、
これはゴルフ大会とこつ私用目的の車の手配は会長自身が
一月一日に利用されるために十二月二十六日に秘
書室長にお願いをされた。時間的余裕も、もちろん
年末年始といえど、日はあります。このよつな
個人的案件も秘書室が担わなければいけないので
しょうか。会長の全く私的なゴルフに関すること
も公的機関であるNHKの秘書室が携わるのは、

社会ではよくあることなんでしょうか、会長。

参考人（糸井勝人君） 秘書に頼んだとこつ

とは、やはり手慣れている秘書に頼むのが一番、
どういいましょうか、勝手が分かつていてるとい
ますようが。じゃ、私はまあ電話するときには、
まずハイヤーの電話番号から探してやらなきゃい
けないといつ、こつことに相なるわけだよつ
いますから、こつのは委員、是非、便宜的
に、便利さのために秘書に頼んだとこつ」と。
それから、三月二十六日は、たしか私の記憶
によれば、是非チェックして間違つていればそつ
指摘していただければ有り難いとこつありますけ
れども。

それから、ハイヤーを頼むとこつは、何回
も私、この場で申し上げておりますけれども、こ
れは公用車じゃないとこつ意味において、プライ
ベートだからハイヤーを使ったとこつの理由は
もう去年から何回も申し上げてるとおりだよつ
てまして、今もつてその思つては変わりません。お
まえがやればよかつたじやないかと言わわれれば、
もししかしたらそつかもしれませんが、今申しまし
たよつて、手慣れた秘書に頼んだとこつだよつ
ざいます。

吉川沙織君 今、会長、ちよつとも願いをされ

た十一月一十六日はその年の最後のワーキングデーだと答弁をされました。が、土曜日なんんですけど。

委員長（山本博司君）　速記を止めてください。

〔速記中止〕

委員長（山本博司君） じや、速記を起にして
くださ。

参考人（糸井勝人君） いや、私の記憶が正しければと申し上げてありましたので、ちょっと一昨年ですよね、ちょっとそれ間違っているかもしません。間違っていたら訂正いたします。曜日は外して、十一月二十六日でございます。

吉川沙織君 暫日も多分違つていたと思います
そこがもししかしたら余長にとっての最後の出勤日
だつたのかもしませんが、一般的な御用納めは
その翌週の月曜日だつたと思ひます。

ＺＨＫとしての会長の私的な事項の扱いまでが
秘書室の業務と考えていいのか、際限ないんじ
ょうつか。今、ハイヤーの手配のときに御自身で電
話番号を調べなきゃいけないですとか、勝手が分
かっていないので何でも分かる秘書室にお願いを
したということですが、これ、どこまで結局、じ
や、お願ひされることにならぬんでしょひ。

参考人（糸井勝人君） 私、さつき便利さと申しましたけれども、公用車が付いているという意味において、やはり私は、セキュリティーを自分でも確保する必要があるわけですね。そういう意

味において、やはりタクシーで行くといひ、そういうことはもちろん可能ではあるんですが、やはり秘書に頼んだということは、秘書が私が何をしているかを知っている、プライベートだけれども、何をして、どこに行くと、で、どういつ交通手段を使つたとこうことを知ることは、ある意味では当然のことだらうとこうふうに思つます。

参考人（上田良一君） お答えいたします

監査委員会といったしまつては、私用目的であつたといたましても、会長と云ふ立場上必要な身柄の安全、情報管理及び所在確認のために、協会が手配するハイヤーの利用を必要とする場合があることを認定するものではあつません。

しかしながら、監査委員会は、視聴者からの受信料で成り立つNHKにとって公私の区別が極めて重要であり、とりわけ協会のトップである会長や会長を支える秘書室等には高い倫理観と説明責任が求められていることを常に意識して行動すべきであると考えております。

監査委員会といったしましては、まず執行部において会長のハイヤー、タクシー利用の在り方等について検討を行うとともに、仮に協会が手配を行う場合があつても、ハイヤー会社からの会長宛ての請求書が届くように手配を徹底せるなど、協会が取るとしている再発防止策が着実に実行されることを以降注視してまいりつておるわけですけれ

しかも、今の吉川委員の御質問に対しては、冒頭申し上げましたように、会長とこの立場上ハイヤーの利用を必要とする場合があるということを監査委員会としては否定いたしております。

吉川沙織君 放送法第七十二条は、NHKは

「業務の遂行以外の目的に支出してはならない。」と規定しています。会長の私用目的である新年のゴルフ大会のため、公用車は当然として、ハイヤー料金の支払あるいは立替払は絶対にできません。これ以外解釈のしようもありません。

ところが、昨年三月二十四日、衆議院総務委員会理事会に提出された文書を見ると、放送法第七十二条の解釈をゆがめるような文書が、まあ様々なやつ取りがあったんだと思いますが、出されてしまっています。昨年一月下旬に内部告発があつて、問題処理のためいろんなものが考えられ、それに基づいて会長は二月九日に代金を戻しました。監査委員会は調査をしました。事務的な瑕疵はあるものの、本来は、会長が私用目的であつても、その立場上、今答弁ありました、必要な身柄の安全等を目的としていたに鑑みれば、業務遂行との関連があるものと考えられるとの放送法第七十二条を曲解する説明がなされています。これは報道番組全体を読めば分かる」とです。

監査委員に伺います。
今、会長は、協会を代表し、経営委員会の定め

るところに従じ、その業務を総理する立場にあることからどこのことをおっしゃいましたが、その解釈で間違いないですか。

参考人（上田良一君） お答えいたします。

放送法七十二条に關しましては、昨年、いろんな形で議論がありまして、専門家の意見も聴取しまして、私の方で文書で七十二条の解釈に関しては報告をいたしております。

ちよつと長くなりますが……

吉川沙織君 いいです、時間ないです。

参考人（上田良一君） それじゃ、そのポイントは……（発言する者あり）よろしいですか。

吉川沙織君 もう水掛け論になると感じますが、これは何とか放送法違反にならないように綿密なやり取りの上で作り出された文書だと思いますが、私はどう思えません。

協会を総理する立場にある、だからこの放送法第七十二条に抵触しない、法に反しない」とするのであれば、今年一月二十二日、「NHK会長コメント」、「アイテック多額不正事案に係るNHK責任について」、これが会長のコメントとして公表されています。この中にはあります。「視聴者・国民の負託により、受信料で運営されるNHKの社会的な責任は、法的な責任の有無にかかわらず重いものがあります。」

どんなに詭弁を弄したとしても、一時的にでも

視聴者の方からいただいた受信料が会長の私的利用のハイヤー代に使われたのは、これは、どんなに解釈をしても、どんなに法律を読み込んでみても、紛れもない事実です。何日間かは会長のハイヤー代が受信料から立て替えられていた、これは紛れもない事実です。法には反しないけれども、アイテックのときはいつやってコメントを出してい

る。

会長、この件について何かお考えありませんか。

参考人（糸井勝人君） ええともう一度言わせていただきますけれども、ハイヤー問題については、私は当初から自分で払う意思を表明してやつていただきますけれども、ハイヤー問題についていたわけでござります。それが、要するに、事務手続上の問題で伝票が紛れ込んでしまったと、

委員、多分御承知だと思いますけれども、あの伝票は私のサインではありませんので、私はその伝票の存在すら知らなかつたのですから、そういうものが回つた挙げ句にお金が支払わたといつ事実は是非御理解いただきたいと思います。私もこれ以上言つつもりはありません。

アイテックの問題については、おそらく、私の詭弁ではなくて、本当に私は今はそう思つております。要するに、いろんな形で法に違反しているとか違反してないとか、そういうことではなくて、やはり我々は、基本的には視聴者の皆さんに疑惑を持たれるようなことはあってはならないことにつ

「J」とは「100%私は理解し確信しているわけで」ございます。今後とも、その線に沿って最大限の努力をしてまいる所存でございます。

吉川沙織君 今年に入つてからNHKの職員がタクシードのチケットの不正使用でかなりいろいろ問題が出て厳しい処分をされています。これも、もちろんいろんな答弁はあるでしょうけれども、実際受信料がそつこいつチケットを使われてしまつたということですから別に問題としては変わらないと思いますが、「会長と比べて物すごく重い処分が科されていました。

今、会長、伝票のことについて触れられたので少しそのことに 대해서申し上げたいと思います。

最近の経営委員会では、会長自身が伝票処理の重要性について語つておられるのがあります。平成二十八年一月十一日、第十一回経営委員会。「一番効果的なのは、伝票をきちんとやることだと申し上げてこるわけです。」「関連団体に」「要請したのは、口で「コンプライアンス」と書つよりも、もう少し分かりやすく具体的に、つまり、出金伝票をきちんと照査するように。」「これ、会長がおっしゃることを信じるならば、会長のお膝元で「こういう処理がなされていなくてハイヤー問題は起つたことになりますので、会長がおっしゃっている」とが少しよく分からぬ」とあります。

監査委員に伺います。

今回の件、九人に調査をされたということは去年の監査委員会で明らかになっています。監査委員自身が直接事情聴取をしたのは六人とも伺っていますが、会議録から読み取れるのは、会長、コンプライアンス統括理事、秘書室、ハイヤー手配等を担当する総務局関連職員、支払を担当する経理局関連職員、秘書室統括の副会長、これで六人になります。ということは、秘書室は一人にしか聞いていないことだと思います。

参考人（上田良一君） ちょっと手元に資料がないで正しく誰に聞いたかということは記憶をたどる以外ないんですが、今、吉川委員がおっしゃったことで大きな違いはないといつぶつに思いますが。

吉川沙織君 分かりました。

今回の件は内部告発に基づいて調査が行われました。ただ、通報の対象者が経営のトップである会長であったために、放送法第三十九条に基づいて経営委員会に報告され、内部通報制度の枠組みで行われたわけではなくとされています。

今回の案件は、トップの会長だったからこそ、こんな報告書ではなくて、監査委員も経営委員長も一層十分な調査を行つべきだったのではないかと思つています。

であると思いますが、経営委員長の見解を伺います。

参考人（浜田健一郎君） 経営委員会では、監査委員会の報告を受け、それを了承いたしました。

吉川沙織君 「J」の監査報告書、秘書室の周りについては秘書室と秘書室長と秘書室職員、書き分けて責任を明確にしていくように装つていますが、このような重大事、一秘書室職員が独断でできるわけありません。しかも、その事件が起つる直前は十月から十一月末までコンプライアンス推進月間で、会長自身が守りましょ。しかも、平成二十七年の一月の会長年頭会見でも、コンプライアンスの徹底は大事だ。そのお膝元で経営の中核である秘書室でこのような失念したというようなことはなかつたと思つます。結果、今回の処分を踏まえたを見ると、監督責任は上へ行けば行くほど希薄になり責任の所在が曖昧模糊で終わつてしまつている残念な事例だったと思います。

次に、最近起つた問題、土地取得問題について、多分今から申し上げることは、これまでの質疑者とは少し見方が違う質問になると思います。これから幾つかそれぞれの立場の方にお伺いしていきます。

最初に、NHK子会社の利益剰余金の額を、最近のものとの一年前のものを会長に伺います。

委員長（山本博司君） 初井会長、もう一度確

認してください。

参考人（糸井勝人君） 済みません、ちょっと聞きましたが、もう一回お願ひします。

吉川沙織君 NHK子会社の利益剰余金の額、平成二十六年度末の分を教えてください。一年度分だけで結構でござります。

参考人（糸井勝人君） 約九百億なんですが、

現在、正確に言いますと八百九十四億でござります。

吉川沙織君 八百九十四億ということでしたが、これは翌年度の決算配当実施後の額で、利益剰余金自体は九百十六億円ということだと思います。

（会長） 経営者としての会長に伺います。

この利益剰余金はどういうふうに活用されるのが望ましいことお考えでいらっしゃか。

参考人（糸井勝人君） まず、企業におきまして利益剰余金については、その組織のいわゆるローキングキャピタルとして大体必要なものがございまます。そのほか、固定資産として持つてあるものがあります。

やへじうわけで、剰余金の中には、本当にキャッシュとして余っている剰余金と、それから運転資金として必要な額と、さらに固定資産あるいは投資のための資金と、それから将来の配当に備えるものと、これだけいろいろあると思こます。

吉川沙織君 今いろいろ見解を述べていただき

ましたが、活用法、今おしゃっていただいた運転資金を運転資本として残しておくるのはもちろん大事ですが、それ以外では、NHKとしてそれを制作費に回すですか、いろんなものを作るですか、それからそれ以外のことも考えられます。今回土地取得問題と絡めて何か御見解ありますか。

参考人（糸井勝人君） 今回の件は、土地取得が目的ではないことは御存じだと思います。やはり、その関連企業十三社並びに独立法人がござりますので、このことを集めて一体化したグループ経営をやりたいと、このことは私としては希望を持っているわけでござります。

みんなやっぱり関連企業も一緒になった方がいいことなどを踏まえまして一緒になるというプロジェクトがありました。これは、ビルを買って一緒に入るとか。そういうことがあります。それがうまくいかなくて、そこへこの土地がありますところが、金融筋から関連企業に参ったと。そこで、じゃ、今わせるといょ、九百億近いお金がある、これを利用すればいいじゃないか、なかなかみんなが一緒に入るんだから、そういうことでスタートしたわけでござります。

吉川沙織君 今、会長から、取得というよりも、関連事業会社、例えば、今回は九社が関係したと

思いますが、この関連企業を全部一緒にテナントに入れることによって効率的な経営ができる。それが、また別の見方をすれば、今ばかりはまだあるビルを一個にすることによって、テナント代多分それぞれに掛かっていると思います、それをかなり節減することも可能だという見方もできます。しかも、今回取得しようと、優先交渉権を得たところで止まりましたけれども、その土地というのは、結果、新しい放送センターというのではなくて、結果、新しい放送センターと一緒に土地に建て替えますので、その新しいビルにモレスタジオなんかを造れば建て替え中にそれを代替することができる、このメリットはあると思つんですが、いかがでしょうか。

参考人（糸井勝人君） いや、もう私がお答えするまでもなく委員は本当によく御存じで、ただいま本当に御指摘のとおりいろんなメリットがあるわけでござります。本当にありがと、ござります。もう全く付け加えることはございません。

吉川沙織君 一方で、デメリットとしては、この土地が三百五十億というふうに報じられました。これは相場よりかなり高い。ですから、この価格がかなり問題だと思います。これは余りにも高過ぎる。と同時に、やはり経営委員会に全く諮詢ていなかつた。これは、監査委員会の報告書で、今回の件は放送法には触れない、大事な第二十九条に抵触するんじゃないかとこのことでは問題

題視をされたわけですが、上田監査、これはこの土地取得まで行つていません。優先交渉権を十一月十九日に得たとの連絡があつて、十一月二十五日、会長が今おっしゃいましたが、関連会社九社の社長をちゃんと集めて各社前向きに検討することを依頼して、関係理事も最初からちゃんと関わって手続を踏んでやつていたものと私は認識しています。でも、結果、それが経営委員会に諮られていなかつたので大きな問題になつた。価格も高い、それから不祥事も頻発している、こういう状況もあつて、なくなつてしまつましたけれども、監査委員、これは放送法には抵触しないといつて、いつこつ結果そのまま読んでよろしいですか。

参考人（上田良一君）　監査委員会といったましては、この手続に関しましては、十一月一日の役員会で、私の方から、この土地問題が議論されているところじとを知りまして、一週間、次の十一月八日の日経営委員会で報告するまでいろいろ調べましたけれども、その過程においては、手続上、放送法ないしはいろんな規程に触れるような事実は発見できなかつたところじと、十一月八日の日、もし進めるのであればいつこつ問題がありますよということを経営委員会で指摘したわけですが、その後にすぐ撤回されたことになります。

吉川沙織君　監査委員会としては、これ、関連

団体による土地取得計画事業についての報告、平成二十七年十一月二十一日に出されていました。でも、今御答弁あつたとおり、十一月八日の経営委員会でこの話題が出て、その前段で理事会でもすつもんあつたようですが、結果として、この日の昼から経営委員会が開かれてそこで大きな議論が多分なされたんだと思ひます。

この議事録は公開されていませんので詳細なやり取りは分かりません。経営委員長、なぜこれをやめたんでしょうか。

参考人（浜田健一郎君）　私も十一月一日の事引に関する議論は、不動産の取引に觸れる交渉中の事案である、相手先もあることから、公表することにより関係者に利益若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものと判断しました。つきましては、内容は非公開とすることを前提として議事を行いましたので、議事録は非公表とさせていただいております。

吉川沙織君　もちろん、相手があること、それから交渉中であること、それは重々承知しています。一年前の質疑の中でも、経営委員会の議事の内規、これ、どつて案件を公表するのか否かといつものも、理事会で当時の委員長の差配によつてお出しをいたきました。そして承知をしておりま

る。この委員会の質疑の中でこの案件を御存じになつたのは十一月一日だと何度も答弁をされていますし、そのように書かれています。

経営委員長は、これ、いつ知るといふになつたんでしょうか。

参考人（浜田健一郎君）　私も十一月一日の事前の打合せの段階で知りました。

吉川沙織君　十一月十九日に、夕方、みずほ信託より内定の連絡があつて、優先交渉権を得たといふ、いつこつ事実があつて、十一月二十五日には、これも明らかにされていますが、会長が、これ元々こつこつ話が進んだのはもつと別のことがありて、会長がこれを取れといふのではなくて、いろんな事実があつて、剰余金はどうなつているのか、じゃ剰余金は最終的に視聴者に還元されるべきだ、しかも関連団体ばかりにあらのを一つにまとめるこつて効率的な経営ができる、これは大きな雰囲気の中でこれは決めていって、最終的にはどいかの段階で諂らなければいけない、これは会議録の中からも明らかになつています。

それで、十一月二十五日の日につかり説明をして、関係理事一人も最初からそれに加わつていな。でも、十一月三十日、役員連絡会で説明をし、今、経営委員長と監査委員それぞれから、十一月一日のZENKの役員会で説明があり、十一月八日以降の経緯は皆様御存じのとおりでござります。

ただ、今伺いましたのは、上田監査もこれまで

なぜやめたのか。もちろん、三五百億円といふ不正とも言ふる、少しかよつと、かなり、受信料ですから、元をたどれば、これを充てるにはやはり高過ぎます。この価格の妥当性といつのはしつかり精査されなければいけませんし、余りにも高い。しかも、経営委員会に諮られていなかつたところで問題になりましたけど、この監査委員会の結果報告書を読む限りでは、放送法第十九条には抵触していないし、金銭的な被害も発生をしていないとされています。

もちろん、大きな問題は一方の側面から見たらあると思います。なぜ一回の理事会、一回の経営委員会であると撤回して、その縦縛が明らかにされでない、これは余りにも園会に対するも不誠実ではないでしょうか。

会長、御見解あればお願ひします。

参考人（粉井勝人君） まず、ちょっとその前に、三百五十億といつ金額は、委員も御存じだと思いますけれども、優先交渉権を得るために金額でござります。これでもって我々が買うと決めたわけでも何でもありませんし、そのほか条件いろいろ詰める段階で、三百五十億といつお金は高過ぎる。この額そのものも交渉の対象になるわけですが、さいますけれども、それで話がうまくいくかもしないし、うまくいかぬかもしないと云う、これが何の不思議もないわけでござります。

これは進まないで、三百五十億もつゝれ以上進まない

してこぬわけではないわけで、そういうことではありますけれども、やつこいつものもあると思つてます。それから、三五百億の感觸については私も高いと思います。本当にそのまま買つてしまはず間に違ひなくなかつたと思ひます。

そつこいつ中で、でも、やはつこいつ重要な案件でござりますので、私としましては、監査委員会の同意を得る必要はない、なぜなら、これ関連企業の話ですから、ですが、やはつこれを説明しておくる必要があると、いづの判断したので十一月八日に御説明を申し上げたわけです。

それで、ぱあつとやめたとこつのはゞびつこいつとかとこつと、多分委員から見られたらそつこつふつに見えるのかもせんが、私からしますと、説明して、やはり感触は、余り皆さんが、おお、やつじやないかといひ、こつはならなかつたわけですね。いづこう大きな案件についてはやはりみんなが一致して、気持ちを一致して行つといつことが非常に大事だと、過去の経験からいつても必要なことだと思つてゐるわけです。加えて、午前中の理事会におきましても、こんな理事から異論が出ました。理事会は御承知のとおり審議機関でござりますので、そこでいろんな意見が出て、もこれは何の不思議もないわけでござります。

そつこいつを考え併せ、私としては、やはり

方がここと、いづこづ、直感と言われると怒られますがれどせ、やつこいつものもあると思つてます。それから、三百五十億の感觸については私も高いと思います。本当にそのまま買つてしまはず間に理事に来てもらつて、ただ、これはカテゴリーとしては連絡会とこつになつてこますけれども、そこで報告をしたわけでござります。

吉川沙織君 先ほどから何度も申し上げました。多くのビルに分散している関連事業を一か所にまとめて、しかも放送センターの建て替えがそばです。不足するスタジオにも使えるとこつことで話を進めておられたんじやないかと思ひます。よつて、関連団体九社の社長を十一月二十五日に集め、経理担当、関連団体担当理事も当初から加わつていたんじやないでしょつか。だからこそ、変えられたやしましたけれども、予算案にも反映させていたんだと思います。もちろん、今三五百億は優先交渉権を得るために額だとおつしゃいましたが、これはいかにも高い、不祥事も続いてゐる。でも、一度の理事会と経営委員会で、これだけ準備ちゃんとしながら進めていたのを撤回する、議事録もないし、全く私、今の説明では納得できません。

今まで会長はさんざん周囲の反対を押し切つていろなことをやつてきた。でも、今回もしかし、これから、つまくいけば数少ない会長の功績になつたかもせんのに、一部の雑誌に官邸から

誌の記事ですけれどもあります。もし官邸からで
りこの話が仮の話ですが来て「」の事業を止めたと
いのであれば、もつと問題です。公共放送の經
営が政府の意向に判断されて「」とこいつにとも
なりかねないからです。明快な説明を求めます。

会長、何かコメントありますか。
たします。
ありがとうございます。

参考人（糸井勝人君） まず、官邸が云々とい
う話は、これはもう全く「」ませんので……

委員長（山本博司君） 時間が来ておりますの
で、簡潔にまとめてください。

参考人（糸井勝人君） これは是非取り消して
いただきたいと思つて、「」をあすけれども、そ
ういうことでも、私がいろいろ、剛腕でいろいろや
つたと言いますが、私が勝手にやつたこと
はないんですよ。一つ一つやっぱりプロセス取つ
てやつてありますから、今後ともプロセスを経なが
ら、みんなのアシを得ながら事は進めていきたい
と思っております。

委員長（山本博司君） 吉川沙織君、時間が来
ております。

吉川沙織君 今取り消してくださいとおっしゃ
いましたが、私は雑誌に書かれていますと伝聞で
お伝えしただけですので取り消す必要はないと思
いますし、会長、これらは問題については引き続
き公共放送NHKの在り方を問つために質問をさ
せていただきますので、どうぞよろしくお願ひい